

太陽光発電設備からの電力供給に関する契約要綱【買取オンリープラン対応用】 新旧比較表

旧（2024 年 4 月 1 日実施）	新（2025 年 9 月 1 日実施）
別表 1 I. 料金の支払方法 （1）、（2）略 II. 料金の支払い （1）～（5）略 （新設）	別表 1 I. 料金の支払方法 （1）、（2）略 II. 料金の支払い （1）～（5）略 <u>（6）（2）ハに定める当社の買取料金の支払いに代わるフィナンシャル社による HeartOne ポイント（有償ポイント）還元（以下「本サービス」といいます）が 2025 年 10 月 31 日をもって終了することから、発電者は以下の事項について予め承諾します。</u> <u>イ 2025 年 9 月 1 日をもって HeartOne ポイント（有償ポイント）還元サービスの新規申し込みの受付を停止すること。</u> <u>ロ 2025 年 10 月 31 日時点で本サービスを利用する発電者においては、2025 年 10 月利用分については、2025 年 12 月 23 日までに、買取料金に代えて（2）ハの定めに従い、HeartOne ポイント（有償ポイント）を付与すること。</u> <u>ハ 2025 年 10 月 31 日時点で本サービスを利用する発電者においては、2025 年 11 月 1 日以降、（2）ハを適用せず、当社より買取料金を支払うこと。なお、買取料金の支払いに関しては、I. 料金の支払方法及び（1）・（2）の定めに従うこと。</u> <u>ニ （2）の規定にかかわらず、発電者が 2025 年 12 月 23 日時点で保有する HeartOne ポイント（有償ポイント）については、別途フィナンシャル社が案内する手続きに従い、現金への払い戻しを行うこと。</u>